

中津市体育施設(6 施設)指定管理者 募集要項

令和 7 年 7 月

中津市教育員会 体育・給食課

中津市体育施設(6 施設)指定管理者募集要項 目次

1. 募集の目的	P1
2. 施設の概要	P1
3. 指定管理施設の管理基準	P1
4. 指定管理者が行う業務	P1
5. 指定期間	P1
6. 公募及び指定等のスケジュール	P1
7. 指定管理に関する経費	P1
8. 指定管理委託料の参考基準額	P2
9. 市と指定管理者の責任等	P2
10. 申請者の資格等	P2～3
11. 募集の手続き等に関する事項	P3～5
12. 選定及び審査に関する事項	P5～6
13. 指定管理者の指定及び協定に関する事項	P6～7
14. 指定期間の前に行う業務	P7
15. 問い合わせ先	P7

中津市体育施設(6 施設)指定管理者募集要項

1. 募集の目的

中津市体育施設(6 施設) (以下「体育施設」という。) の設置目的を踏まえ、より効率的、効果的な管理運営を行い、市民サービスの向上及び経費の縮減を図るため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項 (昭和 22 年法律第 67 号)、中津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 (平成 17 年条例第 1 号。以下「手續条例」という。) 及び中津市体育施設条例(昭和 39 年 3 月 26 日中津市条例第 32 号)、中津市体育施設の運営及び管理に関する規則(平成 15 年 2 月 21 日中教規則第 1 号)の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

2. 施設の概要

中津市体育施設(6 施設)指定管理業務仕様書中の「3. 施設の概要」に記載のとおりです。
なお、対象施設の整備・改修計画により指定管理期間中に対象施設を増やすこともありえます。

3. 指定管理施設の管理基準

中津市体育施設(6 施設)指定管理業務仕様書中の「5. 管理の基本的事項」に記載のとおりです。

4. 指定管理者が行う業務

中津市体育施設(6 施設)指定管理業務仕様書中「6. 指定管理者が行う業務」に記載のとおりです。

5. 指定期間

指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

6. 公募及び指定等のスケジュール

中津市体育施設(6 施設)の指定管理者の公募及び候補者の選定等については、次の日程により行います。なお、申請書受付以降の日程は予定であり、必要に応じて変更する場合があります。

募集要項・仕様書等の配布	令和 7 年 7 月 15 日 (火) ～令和 7 年 8 月 28 日 (木) まで
説明会	令和 7 年 8 月 6 日 (水)
質問受付期間	令和 7 年 8 月 4 日 (月) ～令和 7 年 8 月 12 日 (火)
質問回答	令和 7 年 8 月 22 日 (金)
申請書受付期間	令和 7 年 7 月 15 日 (火) ～令和 7 年 8 月 28 日 (木)
一次候補者選定委員会 (書類選考)	令和 7 年 9 月中旬 (予定)
二次候補者選定委員会(面接選考)	令和 7 年 10 月上旬 (予定)
選定結果通知	令和 7 年 10 月中旬 (予定)
候補者と仮協定等の協議、締結	令和 7 年 10 月下旬 (予定)
指定管理者の指定	令和 7 年 12 月議会
業務の引継ぎ	協定成立後～令和 8 年 3 月
指定管理業務の開始 (年度協定の締結)	令和 8 年 4 月 1 日 (水)

7. 指定管理に関する経費等

中津市体育施設(6 施設)指定管理業務仕様書中の「9. 管理に関する経費」に記載のとおりです。

8. 指定管理委託料の参考基準額

市は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が提示した額を上限として委託料を支払います。委託料の支払時期、支払方法等については、市と指定管理者で締結する協定書で定めることとし、各年度の委託料は、市と指定管理者との協議によって決定することとします。

中津市体育施設(6 施設)の管理業務に係る委託料の上限額（以下「基準額」という。）については、以下のとおり設定しており、申請に当たっては、基準額以内の委託料に基づいて事業計画及び収支計画を作成することとします。

（基準額）令和 8 年度	1 4 4, 6 4 7, 2 4 9 円
令和 9 年度	1 4 4, 6 4 7, 2 4 9 円
令和 10 年度	1 4 4, 6 4 7, 2 4 9 円

なお、年度毎の基準額は消費税及び地方消費税を含んだ額であるので、留意して下さい。

また、基準額を超えた委託料の額に基づいた申請があった場合、失格とします。

委託料の増額は、物価変動、税制の変更、政治・行政的理由による事業変更・災害等生じた場合はあります。

9. 市と指定管理者の責任等

中津市体育施設(6 施設)指定管理業務仕様書中の「10. 指定管理者の履行責任等に関する事項」に記載のとおりです。

10. 申請者の資格等

(1) 申請資格

申請者は法人その他の団体（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。以下「団体」という。）又は複数の法人等の共同体（グループ）（以下「共同体（グループ）」という。）であって、次の要件を満たす法人、団体及び共同体（グループ）に限ります。（共同体（グループ）として申請する場合は、①～⑥については、共同体（グループ）を構成するすべての団体等も条件を満たさなければ申請資格はありません。⑦については条件を満たす団体を共同体に必ず含まなければ申請資格はありません。）

なお、これらの要件は、申請時点から指定管理期間終了まで、継続的に満たしている必要があります。

- ① 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがない団体であること。
- ② 地方自治体施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない団体であること。
- ③ 中津市税（同市税が課税されていない団体で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない団体であること。
- ④ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続きを行っていない団体であること。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にない団体であること。
- ⑥ 九州管内に本社又は支店を設置する法人その他の団体であること。（法人格は必ずしも必要ない）
- ⑦ 過去 5 年以内に、今回募集する施設の類似施設(体育館、野球場、テニスコート、陸上競技場、天然芝・人工芝グラウンド等)において、受付・案内等の日常管理業務、施設の維持管理及び点検作業、施設整備の保守管理業務、施設の安全管理業務、事業計画書・報告書作成等の管

理運営の実績を有すること。グループでの応募については、応募時に共同事業体を結成し、上記内容の実績を有する団体が構成団体に含まれること。

(2) 共同体（グループ）による申請

共同体（グループ）による申請の場合には、次の事項に留意して申請して下さい。

- ① 共同体（グループ）により申請をする場合は、共同体（グループ）の名称を設定し、代表となる団体等を選定して下さい。なお、代表となる団体等以外は、当該グループの構成団体として扱います。
また、代表となる団体等又は構成団体の変更は、原則として認めません。
- ② 共同体（グループ）申請については、「共同体（グループ）構成届出兼委任状」、「中津市体育施設(6施設)の管理運営業務に関する共同体（グループ）協定書」を提出して下さい。
- ③ 共同体（グループ）の構成団体は、他の共同体（グループ）の構成団体又は単独で申請することは出来ません。

11. 募集の手続き等に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和7年7月15日（火）～令和7年8月28日（木）
ただし、窓口での配布の場合、土曜・日曜・祝日を除く
- ② 配布時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ③ 配布場所 中津市教育委員会 体育・給食課
住 所 中津市豊田町9番地10 サンリブ2階教育委員会内
電 話 0979-62-9013
FAX 0979-22-1492
E-mail taiikukyuusyoku@city.nakatsu.lg.jp
なお、中津市役所のホームページにも掲載していますので、募集要項等の必要な方はダウンロードして下さい。
中津市HPアドレス <http://www.city-nakatsu.jp/>

(2) 説明会の開催

下記のとおり説明会を行います。応募申請予定団体については必ず参加して下さい。参加が無い場合は申請資格がないものとします。

- ① 開催日時 令和7年8月6日（水） 午後1時から
- ② 開催場所 中津市教育委員会サンリブ中津内2階教育委員会室 ※終了後該当施設見学へ
- ③ 説明内容 募集要項及び仕様書の説明・該当施設見学
- ④ 参考資料 説明会当日、次の参考資料を配布します。
 - ・募集要項
 - ・仕様書
 - ・中津市体育施設（6施設）利用状況
 - ・中津市体育施設（6施設）収支状況
- ⑤ 参加人数 1団体につき2人以内
- ⑥ 申 込 み 「中津市体育施設(6施設)の指定管理者募集に関する説明会参加申込書」(様式9号)に必要事項を記入のうえ、中津市教育委員会体育・給食課まで提出して下さい。
※申込み期限 令和7年8月5日（火） 午後5時
- ⑦ 提出方法 FAX、電子メール又は持参
※土曜日、日曜日及び祝日を除く
FAX、電子メールの場合は送信後、電話連絡をお願いします。

(3) 質問の受付及び回答

- ① 受付期間 令和 7 年 8 月 4 日（月）～令和 7 年 8 月 12 日（火） 午後 5 時
 - ② 受付方法 「中津市体育施設(6 施設)の指定管理者募集に関する質問書」(様式 10 号)に必要な事項を記入のうえ、教育委員会体育・給食課まで提出して下さい。
 - ③ 提出方法 FAX、電子メール又は持参
- ※① 土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ② FAX、電子メールの場合は送信後、電話連絡をお願いします。
なお、電話等による口頭での質問は受けません。
 - ④ 回答日時 令和 7 年 8 月 22 日（金）
 - ⑤ 回答方法 質問に対する回答は、説明会に参加した全団体へ FAX 又は電子メールで回答します。

(4) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとするため、指定申請する団体（以下「申請団体」という。）は、下記の書類を提出して下さい。

- ① 指定申請書（様式第 1 号）
- ② 団体の概要に関する書類（様式第 3 号）
- ③ 【共同体（グループ）による申請の場合】
共同体（グループ）構成届出兼委任状（様式第 4 号）
中津市体育施設の管理運営業務に関する共同体（グループ）協定書（様式第 5 号）
- ④ 中津市体育施設(6 施設)事業計画書（様式第 6 号）
- ⑤ 中津市体育施設(6 施設)収支計画書（様式第 7 号）
- ⑥ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その団体の業務内容を明らかにする書類
- ⑦ 定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類
- ⑧ 法人にあたっては、当該法人の登記事項証明
- ⑨ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ⑩ 納税証明書
ア. 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
イ. 市税（市税が課されていない者で、市外に主たる事務所を有するものにあたっては、主たる事務所の所在地の市町村税を含む。）に未納がないことの証明書
ウ. 法人にあたっては、法人税について未納がないことの証明書
- ⑪ 誓約書（様式第 8 号）
- ⑫ 決算書（R4 年度から R6 年度までの 3 カ年分）

(5) 提出部数

正本 1 部及び副本（写し） 10 部

(6) 提出期間及び提出方法

- ① 提出期限 令和 7 年 7 月 15 日（火）～令和 7 年 8 月 28 日（木）
ただし、土曜・日曜・祝日は除く
- ② 提出時間 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
- ③ 提出場所 中津市教育委員会 体育・給食課
住 所 中津市豊田町 9 番地 10 サンリブ中津 2 階教育委員会内
- ④ 提出方法 提出方法については、持参とします。

（７）申請の辞退

申請書類の提出後に辞退する場合は、申請辞退届（様式第 11 号）を提出して下さい。

（８）留意事項

- ① 申請団体等が提出する事業計画書等の著作権は、申請団体等に帰属します。
ただし、市が指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用（複写含む）できるものとします。
- ② 提出された書類等は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
ただし、個人情報又は団体等の正当な利益を害する情報は非開示とします。
- ③ 1 つの団体等が複数の申請をすることはできません。
また、1 つの団体等が複数の共同体（グループ）に加わることもできません。
- ④ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑤ 提出期限後、提出書類の再提出及び差替えによる提案内容の変更は原則として認められません。
ただし、提出期限前までに限り、提出書類全部との引換えに変更を認めるものとします。
- ⑥ 市が必要と認めるときは、追加資料の提出、書類の不足・不備の補完又は内容不明点の照会を求める場合があります。
- ⑦ 提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- ⑧ 申請に必要な経費等は、申請団体の負担とします。
- ⑨ 共同体（グループ）申請の場合、代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。

12. 選定及び審査に関する事項

（１）選定の方法

民間有識者等の委員で構成する指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体等を指定管理者候補者（優先交渉権者）として選定します。また、応募団体等が 2 以上ある場合は、第 2 順位の候補者を選定します。

ただし、審査の結果、指定管理候補者の選定を行わない場合もあります。（その際は再公募を行います。）

（２）選定の基準

指定管理候補者の選定にあたっては、次に掲げる事項を考慮して、総合的に判断します。

1. 住民の利用に対し公平性を確保できるものであること。
2. 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮できるものであるか。
3. 事業計画書の内容が、その管理に係る経費の削減が図られているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。
5. 地域経済の活性化に寄与することが認められるものであるか。

（３）審査方法

① 資格審査

提出された申請書類等の内容に基づき、申請資格の審査を行います。審査の結果、申請資格を満たしていないと認められた申請団体は、失格とし、以後の選定に加わることはできないものとする。

② 選定審査

選定委員会において、申請資格を満たしている申請団体に対し書類審査及び面接審査を実施します。

- | | | |
|----------------|---------------|----|
| 1 次審査(書類審査)実施日 | 令和 7 年 9 月中旬 | 予定 |
| 2 次審査(面接審査)実施日 | 令和 7 年 10 月上旬 | 予定 |

※日時、場所等の詳細については、申請書類提出期限後に別途通知します。

（４）候補者の選定

書類審査と面接審査の結果を基に、選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補(優先交渉権者、第２交渉権者)を選定します。

選定委員会は選定結果を市長に報告します。

（５）候補者の決定及び通知

選定委員会による選定結果報告に基づき、市長が指定管理候補者として最終決定し、申請団体に文書で通知します。

なお、選定結果に関する、電話などによる問合せ、異議申立ては一切受け付けません。

（６）選定対象の除外等

次のいずれかに該当する団体等は、候補者の選定から除外します。指定管理候補者の決定を受けた団体等が、当該決定後に次のいずれかの場合に該当することが判明したときは、当該決定を取消します。

- ① 複数の事業計画書を提出した場合
- ② 選定委員会の委員に個別に接触した場合
- ③ 選定審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ④ 提出書類等に虚偽又は不正があった場合
- ⑤ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑧ 事業計画の内容を変更した場合
- ⑨ その他不正な行為があった場合

13. 指定管理者の指定及び協定に関する事項

（１）指定管理者の指定

指定管理者の指定は、決定した指定管理候補者を中津市体育施設(6施設)の指定管理者として指定する旨の議案を令和７年１２月中津市議会定例会に上程し、その議決を得て行うものとします。議会の議決が得られなかった場合は指定しません。

（２）協定の締結

議会の議決を経て指定管理候補者を指定管理者として指定するときは、指定を行う前にあらかじめ中津市と指定管理候補者の間で仮協定を締結します。なお、議決後は仮協定書を読み替え、本協定の締結となります。

また、年度ごとに指定管理料等を定めた「年度協定」を締結します。

市が指定管理者と締結する基本協定の内容は、概ね次のとおりとします。

①基本協定の内容

- ア. 施設の概要（施設の名称、規模、開館時間、休館日など）
- イ. 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ウ. 指定期間
- エ. 事業計画及び管理経費に関する事項
- オ. 使用料・利用料金に関する事項
- カ. 個人情報保護に関する事項
- キ. 備品管理に関する事項
- ク. 情報公開に関する事項
- ケ. 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- コ. 業務不履行に関する事項

- サ. 事故及び損害賠償に関するリスク分担事項
- シ. 事項報告に関する事項
- ス. 随時及び定期の業務報告に関する事項
- セ. 定期・随時の業務遂行確認、評価、指導に関する事項
- ソ. 指定期間満了時の措置（引継ぎ等）
- タ. その他市長が必要と認める事項 など

②年度協定の内容

- ア. 年度協定の目的
- イ. 当該年度の事業の実施に関する事項
- ウ. 当該年度の指定管理委託料に関する事項
- エ. 疑義等の決定に関する事項

（３）留意事項

- ① 指定管理者としての指定を受けた団体が、正当な理由がなく協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても当該指定を取り消す場合があります。
- ② 指定管理者としての指定を受けた団体が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した場合には、当該指定を取消し、当該指定管理者と協定を締結しない場合があります。
- ア. 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
- イ. 著しく社会的信用を損なうなどにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

また、上記①②については、指定管理候補者として選定され、仮協定の手続きを行う際にも適用するものとします。

なお、①②の他団体の責めに帰すべき事由で協定を解除した場合は、市に賠償金を納入していただきます。金額については、市と団体で協議します。

14. 指定期間の前に行う業務

指定管理者は、令和８年４月１日から適正に管理運営が行えるよう、「中津市体育施設（６施設）指定管理業務仕様書」に定める事項について、準備業務を必ず行って下さい。

なお、準備に要する経費については、指定管理者の負担とします。

15. 問い合わせ先

中津市 教育委員会 体育・給食課

T E L 0979-62-9013

F A X 0979-22-1492

E-mail taiikukyuusyoku@city.nakatsu.lg.jp

H P <http://www.city-nakatsu.jp/>